

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
第 77 回全国高等学校スキー大会（アルペン）
岐阜県準備委員会設置要綱

（設 置）

第 1 条 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会第 77 回全国高等学校スキー大会（アルペン）（以下「大会」という。）の開催準備を推進することを目的に、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会第 77 回全国高等学校スキー大会（アルペン）岐阜県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 準備委員会は、次の業務を行う。

- （1）大会の開催基本構想の策定に関すること。
- （2）大会の開催日程に関すること。
- （3）県と会場地の業務分担に関すること。
- （4）岐阜県実行委員会及び会場地実行委員会の設立準備に関すること。
- （5）その他大会の開催準備に必要な事項に関すること。

（組 織）

第 3 条 準備委員会は、会長、副会長、委員、アドバイザー及び監事をもって組織する。

- 2 会長は、岐阜県高等学校体育連盟会長をもって充てる。
- 3 委員及びアドバイザーは、大会の開催に関する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する。

（役 員）

第 4 条 準備委員会に、役員として会長及び副会長を若干置く。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。ただし、役員を兼ねることはできない。
- 4 役員、委員、アドバイザー及び監事は、無報酬とする。

（役員職務）

第 5 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、準備委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状

況について随時監査することができる。

(任 期)

第 6 条 役員及び委員の任期は、委嘱の日から準備委員会が解散するときまでとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会 議)

第 7 条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 競技種目別会議

(総 会)

第 8 条 総会は、役員、委員、アドバイザー及び監事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長が行うこととする。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

(競技種目別会議)

第 9 条 競技種目別会議は、岐阜県高等学校体育連盟スキー専門部委員長、県担当者及び会場地担当者等をもって構成し、競技運営の詳細について企画・立案する。

(専 決)

第 10 条 会長は、準備委員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第 11 条 準備委員会の事務を処理するため、岐阜県教育委員会体育健康課に事務局を置く。

2 その他の事務局について必要な事項は会長が別に定める。

(経 費)

第 12 条 準備委員会の経費は、県の一般会計から支出する。

(会 計)

第 13 条 準備委員会の会計は、令和 8 年 4 月 1 日から始まり、準備委員会の解散をもって終了する。

2 その他準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予 算)

第 14 条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、総会に提案する。

(準備委員会の決算及び解散)

第 15 条 会長は、事業報告書及び決算資料を、監事の監査意見を添えて委員に送付し、確認を求めなければならない。

2 準備委員会は前 1 項の事務の終了をもって解散する。

3 決算において余剰金が生ずるときは、協議により拠出者に返還する。ただし、協賛金を財源とする余剰金については、翌年度会計に繰り越すことができる。

(解散後における事務処理)

第 16 条 準備委員会の解散後、準備委員会に関する問い合わせやその他の事務については、岐阜県教育委員会体育健康課によって処理する。

(補 則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。